

大田市告示第24号

道路の占用を制限する区域の指定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のように道路の占用を制限する区域を指定する。

その関係図面は、大田市役所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月23日

島根県大田市長 楫野弘和

記

1. 占用を制限する区域

道路の種類	路線名	延長	占用を制限する区域
大田市道	鳴滝大沢線	1.0	全線
“	上毛線	0.04	国道9号交点～(市)上毛寺床線交点
“	上毛寺床線	0.1	(市)上毛線交点～大田市役所温泉津支所
“	志学市街線	0.2	(主)三瓶山公園線交点～大田消防署三瓶出張所
“	塩淵鳥越線	0.4	(一)池田久手停車場線交点～(市)工業団地線交点
“	工業団地線	0.4	(市)塩淵鳥越線交点～日ノ丸西運輸(株)大田営業所
“	塩淵3号線	0.1	(一)池田久手停車場線交点～(一)波根久手線交点
“	鳴滝諏訪線	0.4	全線
“	栄町諸友線	0.1	(市)鳴滝諏訪線交点～石見大田郵便局
“	雪見宮崎線	0.1	(市)鳴滝大沢線交点～(市)山崎大正東線交点
“	山崎大正東線	0.3	全線
“	栄町諸友線	0.1	(市)山崎大正東線交点～石見大田電話交換所
“	温泉津港線	2.7	国道9号交点～温泉津総合グラウンド場外離着陸場
“	二中前線	0.3	国道9号交点～大田第二球場場外離着陸場
“	市民球場横線	0.1	国道375号交点～大田市民球場場外離着陸場
“	川合小学校線	0.1	(一)瓜坂川合線交点～川合小学校場外離着陸場
“	運動公園線	0.7	(一)和江港大田市停車場線交点～鳥井運動公園野球場場外離着陸場
“	高津線	0.2	(主)仁摩邑南線交点～(市)福原高津線交点
“	福原高津線	0.1	(市)高津線交点～(市)水上小学校線交点
“	水上小学校線	0.3	(市)福原高津線交点～大田市立第三中学校場外離着陸場
“	大家久具線	0.1	(主)大田桜江線交点～旧大代小学校場外離着陸場
“	東ノ原女三瓶線	0.8	(主)川本波多線交点～東の原場外離着陸場
“	井田小学校線	0.2	(主)温泉津川本線交点～井田グラウンド場外離着陸場
“	福光国道取付線	0.1	国道9号交点～(一)石見福光停車場線交点
“	三瓶高原線	4.4	(主)三瓶山公園線交点～北の原場外離着陸場
大田市緊急輸送道路	総延長	13.3	

2. 占用制限の対象となる占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用制限の開始期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く）。ただし電柱は地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することが出来ないと認められた場合はこの限りでない。

3. 用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害発生時における被害の拡大を防止するため。

4. 占用制限を開始する期日 令和5年4月1日

5. 占用制限を開始する区域を表示した図書を縦覧する期間及び場所

場 所	大田市役所建設部土木課
期 間	自 令和5年 3月23日
	至 令和5年 3月31日